

タバコ問題についてのお尋ね

☆以下の設問の答えにあてはまる口にレマークを入れてください。

問1 いわゆる「船橋駅事件」をご存じでしたか。

どういうことがあったか知っている

名前は聞いたことがある

知らない

問2 県内の市でも各々独自に罰則付きの路上喫煙防止条例が制定されていますが、むしろ県として路上喫煙を規制すべきではありませんか。

規制すべきである

効果はあまり期待できないが、規制することには意味がある

規制すべきとは思いますが、効果が期待できないので無意味である

規制すべきとは思わない

その他 (実施している自治体の検証結果により、判断すべきである。)

問3 神奈川県は松沢成文知事は、公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)の成立に取り組んでいます。あなたが千葉県知事になった場合の対応をお聞かせ下さい。

千葉県では、神奈川県以上のレベルの条例成立を目指したい

千葉県でも、神奈川県レベルの条例成立を目指したい

まず、千葉県でも受動喫煙防止条例が求められているか調査したい

千葉県には、受動喫煙防止条例は必要無い

その他 (神奈川県の条例の研究を検討したい。)

問4 たばこ事業の監督官庁は、他のすべての国々ではタバコを薬物と認識して厚生省が中心となって施策を進めています。日本ではタバコを単なる収入源と考えることから財務省が主管省庁となっています。お考えをお聞かせ下さい。

たばこ事業の監督は厚生労働省に移すべきだ

財務省でよい 問4～7については、国策等に関する質問なので回答は差し控えたい。

その他 (具体的に)

問5 「わが国のたばこ産業の健全な発展を図り...」を目的とした「たばこ事業法」は公衆衛生の向上をうたった憲法25条の精神に反すると思いますし、日本も批准しているタバコ規制枠組み条約(FCTC)のガイドラインとも矛盾します。この法律についてどうお考えですか。

撤廃すべきだ

改正して、厚生労働省管轄の「タバコ規制法」にすべきだ

今のままでよい